

地 技 第 7 4 号

平成27年2月27日

久米田碎石株式会社
代表取締役 杉森 勇介

福井県産業労働部長



岩石採取計画の認可について (通知)

みだしのことについて、別紙指令書のとおり認可となりましたので、採取に当たっては当該認可の条件および下記事項を遵守し、適切に実施するよう通知します。

記

- 1 岩石の採取は、申請書に記載した採取計画に従って行うこと。
- 2 採石法第33条の15に定める標識および採取場等の区域を明らかにする境界杭、ならびに「大型ダンプ出入口」等の看板を設置し、この設置が完了した後でなければ採取等に着手してはならない。
- 3 業務管理者は岩石採取場に常駐し、法に定められた職務を果たすこと。特に災害の防止について十分に監督を行うこと。
- 4 採取場等を管理する事務所に認可申請書の写しおよび採石法第34条の2に定める帳簿等を備え、县市町関係職員の求めがあったときは、これを提示すること。
- 5 万一、公害その他の損害賠償問題が生じたときは、申請者の責任において誠意をもって対処すること。
- 6 その他関係法令を遵守すること。

福井県指令地技第74号

福井県福井市志比口3丁目2番14号
久米田碎石株式会社
代表取締役 杉森勇介

平成26年12月16日付けで申請のあった岩石採取計画については、採石法(昭和25年法律第291号)第33条の規定に基づき、別紙のとおり認可する。

なお、この処分に不服のある場合は、採石法第39条第1項の規定に基づき、処分
のあったことを知った日の翌日から60日以内に公害等調整委員会に対して裁定の
申請をすることができる。

平成27年 2月27日

福井県知事 西川 一



(別紙)

1 岩石採取場の区域および面積

(1) 採取場所

坂井市丸岡町上久米田

74字小森谷 1-3、1-4、1-5、1-6、1-7
1-8、1-9

75字大畑谷 1-2、1-3、1-4、1-19、1-20、
1-21、1-22、1-23、1-24、
1-25、1-26、1-27

76字鳴岩 1-2、1-3、1-4、2-2

77字丁子谷 1-1、2-1

(実測面積 226,000m²)

2 採取をする岩石の種類および数量

(1) 岩石の種類

(2) 数量

安山岩

1,333,342 t / 5ヶ年

3 岩石採取の期間

平成27年3月1日から平成32年2月29日

4 採取の方法

(1) 方法

露天掘り、階段掘り、火薬使用

(2) 手段

大型掘削機による採取

5 災害等防止の方法

平成26年12月16日付け申請書に記載のとおり



6 認可の条件

(1) 災害防止について

岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、落石、土砂・法面の崩壊、汚濁水の流出等の災害が生じないように対策を講じること。

(2) 環境保全について

岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、粉じん、濁水、騒音および振動の発生により環境保全上の支障が生じないように対策を講じること。

(3) 汚濁水の流出等について

ア 岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、付近の河川(大谷川)、浄水場(東二ツ屋浄水場)など公共用水面に汚濁水等を流すことのないよう防止対策に万全の措置を講ずること。

イ 場内沈砂池(調整池)については、計画容量が不足しないよう沈砂池内に堆積した土砂は定期的に浚渫するとともに、大雨が予想される際には、予め沈砂池および排水路を浚渫するなど、維持管理を徹底し、破損または崩壊した場合には、直ちに補修すること。

(4) 緑化対策について

ア 採取跡地の速やかな緑化を行うこと。種子の種類は極力在来種を用いること。

イ 岩盤法面への種子吹き付けは、法面の地質に応じてより確実な緑化工法を採用し、山肌の露出を抑制すること。

(5) 道路の汚損・破損等について

ア 岩石等の搬出に当たっては、道路を破損、汚損しないよう、清掃人の配置またはタイヤの洗浄を行うとともに、落石保護シートによる荷こぼれ防止、粉じん防止のための散水など、交通公害の未然防止を徹底すること。

- ・道路を汚損した場合は、散水車等で速やかに道路清掃を行なうこと。
- ・道路を破損した場合は、速やかに道路管理者に連絡するとともに、原形に復旧すること。

イ 採取運搬に起因する損傷を道路に与えた場合には、申請者の負担において修復を行うこと。

(6) 汚濁水等の流出について

ア 漁業法第10条の規定に基づき、同法第6条第5項第5号の第5種共同漁業権が次の免許番号、漁業権者、免許期間、漁場図のとおり免許されており、漁業権者に対し、事業実施にかかる情報を提供するなど、十分調整を図ること。



- ・免許番号 内共第1号
- ・漁業権者 九頭竜川中部漁業協同組合
- ・免許期間 平成25年9月1日から平成35年8月31日まで
- ・漁場図 別図(写)

イ 水産資源保護法第4条第2項の規定に基づき定められた福井県内水面漁業調整規則第24条第1項に「水産動植物に有害なものを遺棄し、または漏せつてはならない。」と規定されており、岩石採取、破碎、選別により、砂および汚濁水が公共用水面に流入しないようにすること。

(7) 自然環境の保護について

岩石の採取、破碎、選別および堆積に当たっては、汚濁水の流出等により、周辺の動植物の生育環境に影響が生じないよう十分配慮すること。

(8) 廃棄物について

ア 場内に廃棄物(建設汚泥を含む)を持ち込まないこと。また、場内で廃棄物の不法投棄をさせないよう十分に管理すること。

イ 場内で発生した廃棄物については、廃棄物処理法に基づき適正に処理すること。

(9) その他

ア 岩石の採取は、申請書に記載した採取計画に従って行うこと。

イ この認可に係る採取等により万一他に損害を与えた場合は、申請人がこれを賠償すること。

(関係法令等)

- ・採石法(昭和25年法律第291号)
- ・大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)
- ・水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号)
- ・特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
(昭和46年法律第107号)
- ・福井県自然環境保全条例(昭和48年福井県条例第1号)
- ・漁業法(昭和24年法律第267号)
- ・水産資源保護法(昭和26年法律第313号)
- ・福井県内水面漁業調整規則(昭和46年福井県規則第8号)
- ・森林法(昭和26年法律第249号)
- ・文化財保護法(昭和25年法律第214号)
- ・国土利用計画法(昭和49年法律第92号)

7 指示事項

(1) 文化財保護について

埋蔵文化財を発見した場合は、文化財保護法第96条の規定に基づき、現状を損なうことなく速やかに坂井市教育委員会に届け出ること。

(2) 大気汚染防止法等に基づく届出について

- ア 次の場合には届出が必要となるので、事前に坂井市と協議すること。
- ・ 堆積場など大気汚染防止法に基づく一般粉じん発生施設の設置、構造等の変更または廃止等。
 - ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく公害防止管理者および代理者等の選任、死亡または解任。
- イ 次の場合には届出が必要となるので、事前に坂井健康福祉センターと協議すること。
- ・ 水洗式分別施設など水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置、構造等の変更または廃止等。

(3) 国有財産法に基づく協議について

岩石採取場の区域や隣接する区域内に法定外公共物が存在する場合は、坂井市と協議すること。

(4) 土地の形質変更について

- ア 1ヘクタール以上の土地の形質変更をする場合は、福井県自然環境保全条例第25条に基づく「その他の地域における届出」が必要となるので、この届出を行うこと。
- イ 土壌汚染対策法第4条第1項の規定に該当する3000平方メートル以上の土地の形質の変更をする場合は坂井健康福祉センターと協議すること。

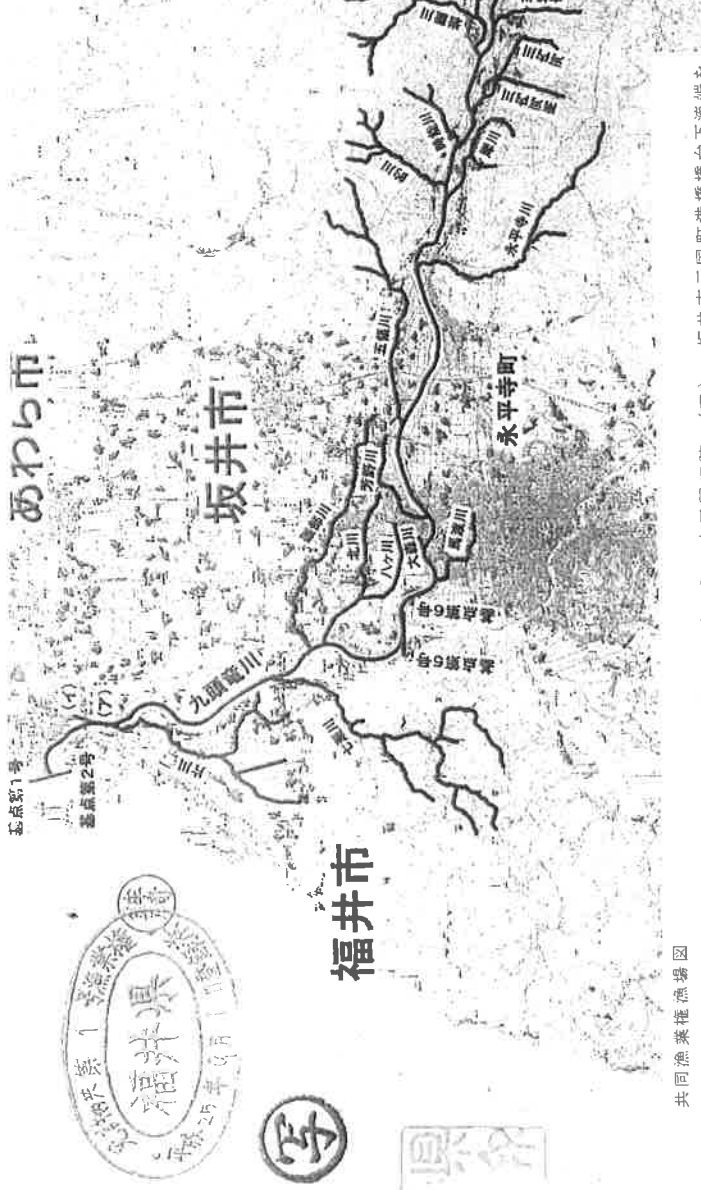
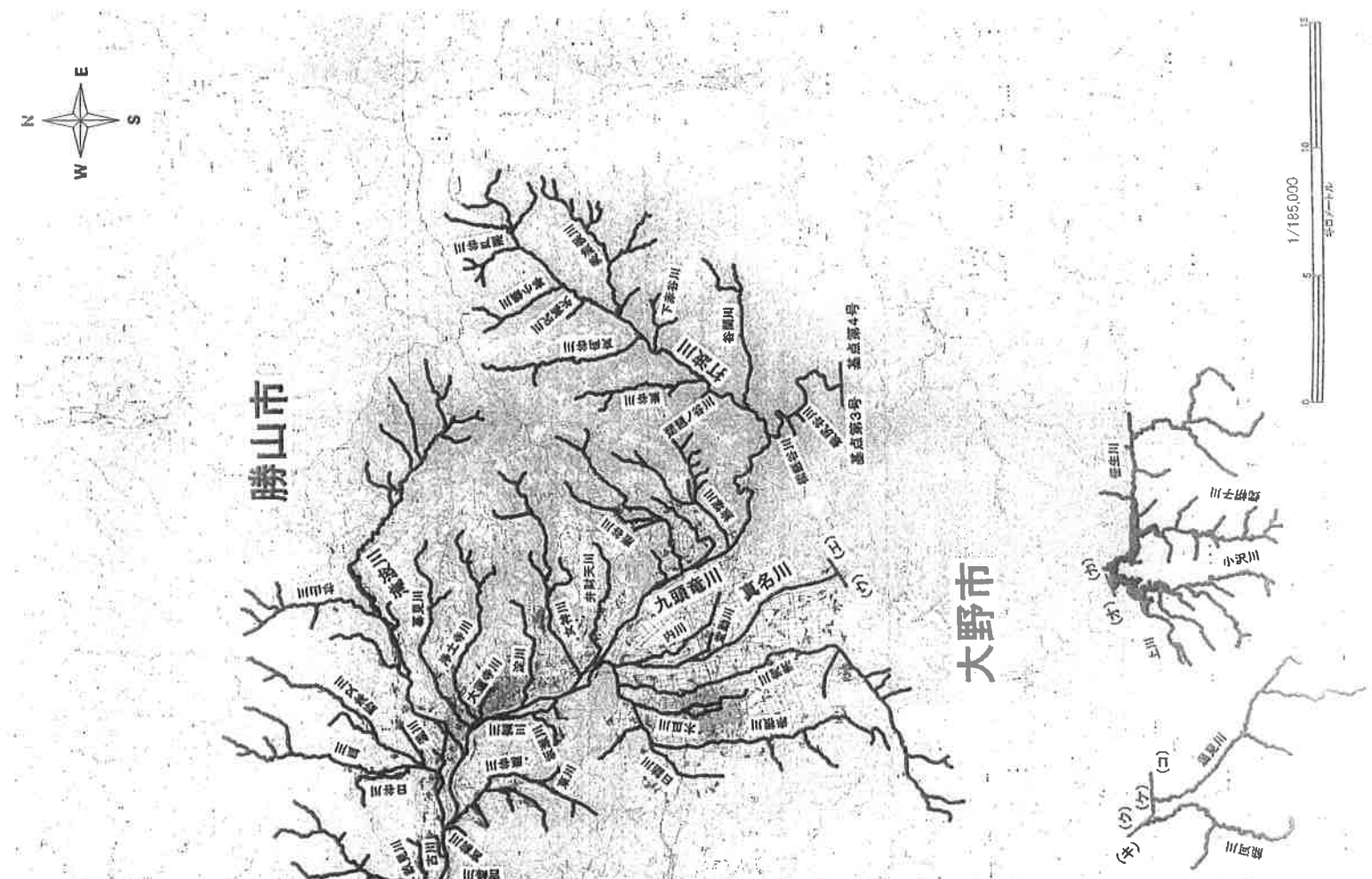
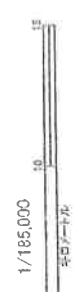
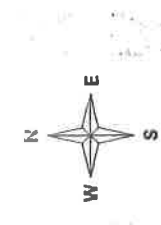
(5) 特殊車両の通行について

- ア 特殊車両(幅、重量、高さ、長さ、最小回転半径が車両制限令で定める最高限度を超える車両)が道路を通行する場合は、道路法第47条に基づき、事前に道路管理者の許可を受けること。
- イ 重機及び運搬車両が林道等を利用する場合は、一般利用者(林業従事者)に妨げがないよう考慮すること(看板の設置など)。
- ウ 林道の道路構造は簡易なものであり、道路の痛み等が予測されるため、原因者負担にて維持補修すること。

(6) 交通安全の確保について

- ア 採取量の増加に伴い、道路を通行するトラック等の通行が増えることが予想されるため、通行の際は、交通法規の遵守を徹底すること。
- イ 通学路等を利用する際には、該当する小中学校に連絡すること。





共同漁業権漁場図
免評番号 内共第1号

漁場の位置
福井市(旧越廼村、旧清水町および旧美山町を除く)、大野市(旧和泉村を除く)、勝山市、吉田郡永平寺町および坂井市の区域

次の基点第1号と基点第2号とを結ぶ線および基点第3号と基点第4号とを結ぶ線との九頭竜川本流および支流の区

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の竹田川の区域、基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川の区域、永平寺川本流下流側の取付護岸下流端から上流450メートルまでの間の永平寺川本流および支流の区域および(ウ)と(エ)とを結ぶ線、(オ)と(カ)とを結ぶ線、(キ)と(ク)とを結ぶ線および(ケ)と(コ)とを結ぶ線との間の真名川本流および支流の区域を除く。

基点第1号 坂井市三國町港橋橋台 downstream 端を結ぶ線と竹田川左岸との交差点
基点第2号 坂井市三國町港橋橋台 downstream 端を結ぶ線と竹田川右岸との交差点
基点第3号 大野市下打放52字3-10と大野市下山72字1-19との境界(九頭竜川右岸)から真方位32.5度の線と対岸との交点(通称馬谷)
基点第4号 基点第3号から真方位86度の線(天然巨大岩石頂点を見通した点)と対岸との交点
基点第5号 福井市田ノ谷町九頭竜川左岸と同日野川左岸との交差点
基点第6号 福井市郡町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交差点

め左岸設置位置
め右岸設置位置
雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの瀬河川左岸
雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの瀬河川右岸
雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの温見川左岸
雲川ダム本体上流端から上流1600メートルの温見川右岸